

LET 関東支部 2024 年度研究支援プログラム応募要領

◆一般公募の部

一般公募の部では、研究補助金額上限は年額 10 万円です。2 年間のプロジェクトの場合、終了後 1 年以内の支部大会発表に加えて、研究期間内の支部大会で中間報告の研究発表をお願いしております。

1. 応募方法

以下の事項を記述した研究計画書を作成し、5 月 20 日から 6 月 30 日までの間に関東支部研究支援プログラム専用アドレス宛て(kanto-koubo@j-let.org) のメールに添付し、「一般公募の部応募」と表題に明記して提出する。応募受付はメールによる提出のみとする。

- a. 研究テーマ
- b. 研究に必要な期間:1 年または 2 年
- c. 補助金の主な使途
- d. 著作権や研究倫理上の配慮や対処
- e. 構成員:関東支部会員。他支部会員・非会員との共同も可(「2. 応募資格」を参照)。
- f. 研究成果の発表方法:関東支部研究大会で発表しなければならない。

注 1:研究計画書作成の際は、関東支部ホームページ(<http://www.kanto.j-let.org/>)公募プロジェクト欄にある『研究計画書記載例』を参考にしてください。

注 2:応募は、応募受付確認メールを受領した時点で完了します。研究計画書の送信後、数日たっても確認メールが届かない場合は、再度 kanto-koubo@j-let.org 宛てにメールで連絡してください。

注 3:補助金の使途は実際の運用を縛るものではありませんが、応募時点で予定している主なものを明記してください。

注 4:研究の内容に関連して、著作権や研究倫理上の配慮が求められる内容が含まれる場合、それらに対する配慮や対処について明記してください。

2. 応募資格

関東支部研究支援プログラムに応募および参加できるのは以下の者とする。

- a. 応募者は、応募時に本学会関東支部会員である者とする。共同研究による応募が推奨されるが、個人研究での応募も可能。また、共同研究の場合、参加者は原則として本学会関東支部会員とする。ただし、必要に応じ他支部の会員の参加も認める。
- b. 共同研究の場合、参加者の過半数を超えない範囲で非会員の参加も認める。
- c. 2017 年度より、代表者か構成員かを問わず、同一会員が複数のプロジェクトに関与することは認めておりません。

3. 審査

各応募の計画書は以下の審査を必要とする。

- a. 提出された計画書は運営委員会に諮り、先行研究、研究の重要性、実現可能性などの観点から審査を行い、採択の承認を得なければならない。
- b. 承認には審議する運営委員会に出席した運営委員の過半数の賛成を必要とする。

4. 研究補助金

採択されたプロジェクトには以下の研究補助金が給付される。

- a. プロジェクトに対する研究補助金の総額は年間 40 万円とする。
- b. 各プロジェクトには 10 万円を限度として年に 1 度給付する。ただし、その金額は年度毎に運営委員会で決定される。
- c. 同一会員が連続年度応募することは可能だが、多くの会員に機会を提供する主旨から、その場合は過去の助成総額を勘案して減額されることがある。
- d. 過去の成果発表や会計報告の状況によっては、減額あるいは不採択の対象となることがある。
- e. 採択後において、不適正な経費の使用や十分な研究成果が確認できなかった場合には補助金の返還を求めることがある

5. 会計報告

採択されたプロジェクトは、各年度末に運営委員会に会計報告をしなければならない。

6. 成果の発表

採択されたプロジェクトは、下記の成果発表(報告)を行い、その事実をプロジェクト担当にメールで報告しなければならない。

- a. 研究期間終了後、その成果を1年以内に関東支部研究大会において申請時の構成メンバーで発表しなければならない。発表・公刊の際は、本プロジェクトである旨を明記すること。
- b. 2年度にわたるプロジェクトは、期間内の関東支部研究大会で中間報告の発表を行わなければならない。
- c. 特別な事情で、aあるいはb項の成果発表ができない場合は、速やかに運営委員会にその理由を報告し、その後1年を超えて発表がない場合は、給付金を返納しなければならない。
- d. 成果の著作権は、当該研究者に属するものとするが、他学会等で成果を公表する際にも、本プログラムの助成を受けたことを明記すること。

◆若手支援の部

この部門は、若手研究者による支部大会への参加発表を支援し、関東支部の研究活動を促進するために設けられました。

1. 応募方法

以下の事項を記述した発表計画書を作成し、5月20日から6月30日までの間に関東支部研究支援プログラム専用アドレス宛て(kanto-koubo@j-let.org)のメールに添付し、「若手支援の部応募」と表題に明記して提出する。応募受付はメールによる提出のみとする。

- a. 研究テーマ
- b. 研究に必要な期間：1年
- c. 補助金の主な使途
- d. 著作権や研究倫理上の配慮や対処
- e. 構成員：1名(個人研究のみ) ※大学院生の場合は指導教員の名前を明記すること
- f. 研究成果の発表方法：関東支部研究大会で発表しなければならない。

注1：研究計画書作成の際は、関東支部ホームページ(<http://www.kanto.j-let.org/>)公募プロジェクト欄にある『研究計画書記載例』を参考にしてください。

注2：応募は、応募受付確認メールを受領した時点で完了します。研究計画書の送信後、数日たっても確認メールが届かない場合は、再度kanto-koubo@j-let.org宛てにメールで連絡してください。

注3：補助金の使途は実際の運用を縛るものではありませんが、応募時点で予定している主なものを明記してください。

注4：研究の内容に関連して、著作権や研究倫理上の配慮が求められる内容が含まれる場合、それらに対する配慮や対処について明記してください。

2. 応募資格

応募時点で40歳未満の関東支部会員とする。なお、一般公募の部との併願はできない。同一会員が連続年度応募することは可能だが、多くの会員に機会を提供する主旨から、その場合は過去の助成総額を勘案して減額されることがある。

3. 審査

各発表計画書は以下の審査を必要とする。

- a. 提出された計画書は運営委員会に諮り、採択の承認を得なければならない。
- b. 承認には審議する運営委員会に出席した運営委員の過半数の賛成を必要とする。ただし、支援対象とする計画書の総数は、若手支援の部の総支給金額と一般公募の部の総支給金額との合計が、研究支援プログラムの総予算40万円を超えない範囲とする。

4. 研究補助金

採択された個人研究には以下の研究補助金が給付される。

- a. 関東支部研究支援プログラムに対する研究補助金の総額は年間 40 万円とする。
- b. 各個人研究には 5 万円を限度として給付する。ただし、その金額は運営委員会で決定される。

5. 会計報告

採択された個人研究は、採択年度末に運営委員会に会計報告をしなければならない。

6. 成果の発表

採択された個人研究は、下記の成果発表(報告)を行い、その事実を関東支部研究支援プログラム担当にメールで報告しなければならない。

- a. 個人研究終了後、その成果を 1 年以内に関東支部研究大会で発表しなければならない。発表・公刊の際は、本研究支援プログラムである旨を明記すること。
- b. 特別な事情で、a 項の成果発表ができない場合は、速やかに運営委員会にその理由を報告し、その後 1 年を超えて発表がない場合は、給付金を返納しなければならない。
- c. 成果の著作権は、当該研究者に属するものとするが、他学会等で成果を公表する際にも、本プログラムの助成を受けたことを明記すること。

◆補助金の使途について

本プログラムの研究補助金は、支部会員からいただいた会費から捻出されています。研究者の良識と倫理観に基づいて、適正かつ厳正な運用管理をお願いいたします。なお、使途や運用については、公開されている日本学術振興会による科学研究費助成事業の基準に準じてご判断いただくか、事前にプログラム担当にメールでお問い合わせください。

以上